

令和6年度相談支援従事者指導者養成研修会〔フォローアップ〕

PG01 重要事項の説明

研修受講ガイダンス

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室
相談支援専門官 小川 陽

本プログラムの目的と流れ

本プログラムを実施する目的

- ① 本研修の目的・構造・概要を理解するための研修開始にあたっての導入を行う。
 - ② 相談支援従事者養成研修等や本研修についての正確な理解とそれに基づく活用法をおさえ、自都道府県や自身の獲得目標を明確化する。
- ⇒ **研修効果の向上を図る。**

本プログラムの流れ

- ① 本研修の位置付け・獲得目標・概要
- ② 令和7年度の研修実施について
- ③ 相談支援専門員の養成制度について
- ④ その他

1

重要事項の説明①

本研修の位置付け・獲得目標・概要



本研修の位置付け・重点事項（平成18年度～令和4年度）

前半のおさらい

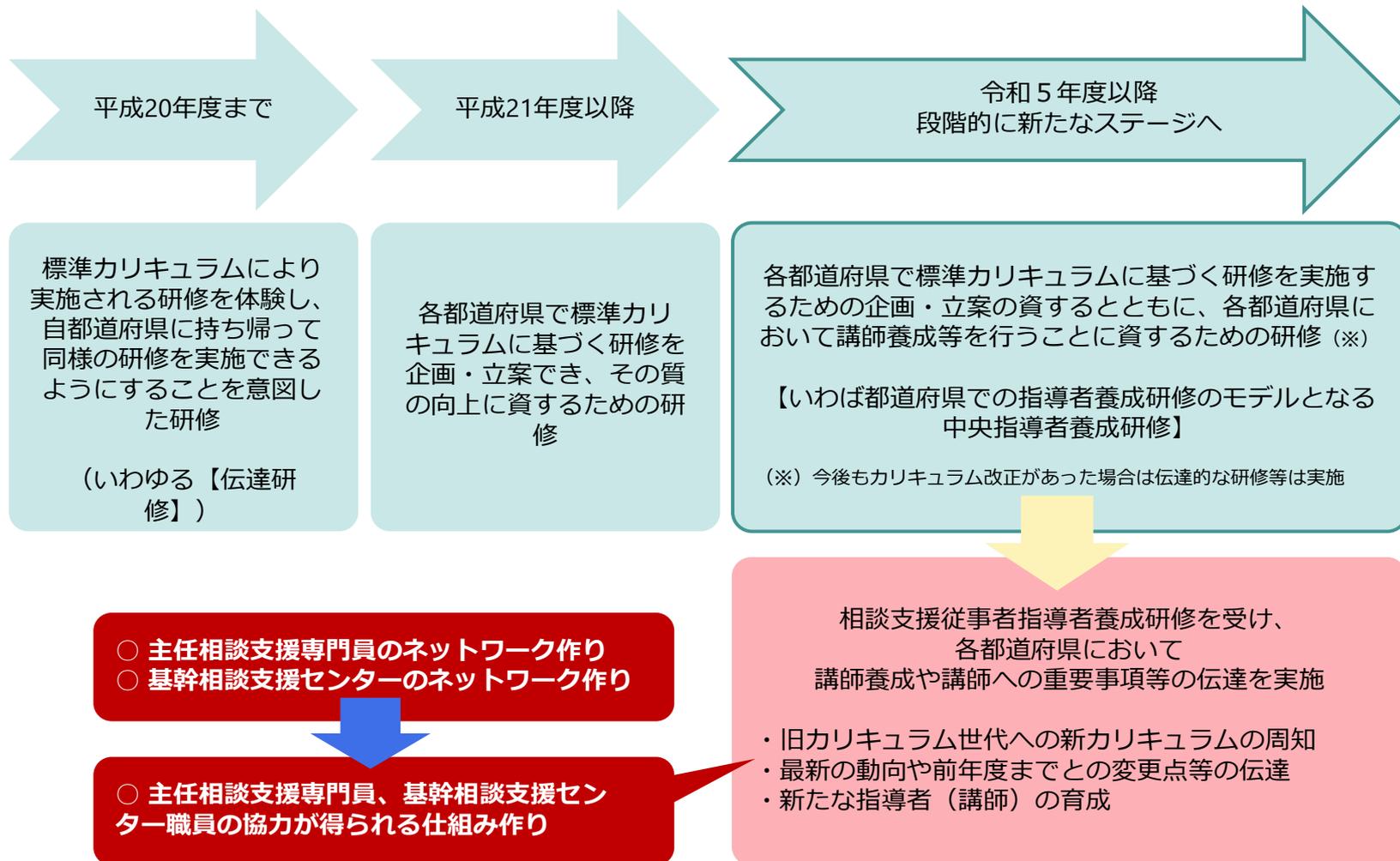
開始当初は「伝達研修」として標準カリキュラムを受講生が体験する形で実施。

平成21年度以降は、都道府県研修の企画運営に資するための内容に重点を移して実施。

平成21年度～	○研修の企画運営や質の向上の要素も取り入れた研修を開始。
平成23年度	○改正自立支援法の施行に重点を置き実施。
平成24年度	○ファシリテーターの確保など体制構築の視点を導入。
平成26年度～平成28年度	○都道府県研修の質の向上のため、都道府県における研修の体制強化及び内容充実について重点的に実施。
平成29年度～	○開発中の新たなカリキュラム（初任者研修及び現任研修）を一部伝達するとともに、新たなカリキュラムに対応出来る研修実施の体制の充実についてを重点的に実施。
平成30年度	○初任者研修及び現任研修の新カリキュラム案について、その全体像及び各科目の概要の伝達を実施。 ○主任相談支援専門員の養成開始（令和元年度までの2ヶ年は国による直接養成）
令和元年度	○各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、改正された告示及び標準カリキュラムについて、講義実施上のポイントについての伝達に重点を置いて実施。 ※指導者養成研修を補完するものとして、演習の企画立案に資するための会議を別途実施。
令和2年度	○令和元年度に引き続き、新カリキュラムによる研修への円滑な移行や主任研修の開始に資する研修と位置付け、新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的実施、人材育成体系構築についての情報提供、情報交換、最新の政策動向の伝達を実施。 ※主任相談支援専門員の国による直接養成は令和元年度で終了。都道府県実施のための内容を本研修に追加。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、時期を年度末に変更。そのため当該年度研修の振り返り及び次年度研修に向けた課題整理に主眼を置いた内容で実施。 ○すべてのプログラムをオンラインにより実施。（オンデマンド3日分、リアルタイム1日分）
令和3年度 令和4年度 令和5年度	○各都道府県による新カリキュラムによる研修の着実な実施や主任研修の開始や内容の充実に資する研修と位置付け、新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的実施を相談支援専門員の役割毎に深める内容や、人材育成体系構築についての情報提供、情報交換、最新の政策動向の伝達を実施。 ○リアルタイムのオンライン研修を中心とするとともに、年度末にフォローアップを実施。

新カリキュラム等の伝達

新カリキュラム等による研修の実施



前提

- 初任者研修及び現任研修のカリキュラムを改定。（令和2年度以降、新カリキュラムでの実施は必須）
- 主任研修について国の直接養成を終了（平成30年度にて）、都道府県での養成を開始
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響
講義の遠隔化、演習の小規模分散化を基本とする研修へ移行。
- 研修においてもデジタル化推進の流れ

今年度研修

コースに分かれて実施する部分については、各コースの受講者が都道府県につき各1名であることも鑑み、昨年度と同内容で実施

- 各都道府県による新カリキュラムによる研修の着実な実施や主任研修の開始や内容の充実に資する研修と位置付け、以下の内容を中心に実施。
 - ①新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的な実施方法
改定内容の反映や研修の実施に際し、特に留意すべきポイントを再確認する。
【ケアマネジメント基礎コース、地域づくりコース】
 - ②人材育成体系構築のための情報提供、情報交換 【人材育成コース、自治体職員コース】
 - ③最新の政策動向に関する情報提供 【6月7日、3月15日に実施する講義】
 - ④都道府県の相談支援体制整備と協議会、広域連携と市町村支援 【自治体職員コース】

内容													
1日目 (6/19)	PG01 ガイダンス PG02-07 講義 1日目の振り返り 施策等の最新の動向（現状・今後の方向性 ⇒ 地域で取り組むこと等を確認 ）												
2日目 (6/20)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ケアマネジメント基礎</th> <th>地域づくり</th> <th>人材育成</th> <th>自治体職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミクロレベルのケアマネジメント（いわゆる個別支援）とその研修における取扱いについて 【主に初任者研修、現任研修】</td> <td>メゾ～マクロレベルのケアマネジメント（いわゆる地域づくり）とその研修における取扱いについて 【主に現任研修、主任研修】</td> <td>実地教育(OJT)を含めた人材育成及びそれと連動した都道府県での研修づくり、人材育成体系の構築について 【主に実地教育】</td> <td>相談支援の基礎 市町村支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>研修の効果的な実施方法や人材育成体系の構築について</td> </tr> </tbody> </table>	ケアマネジメント基礎	地域づくり	人材育成	自治体職員	ミクロレベルのケアマネジメント（いわゆる個別支援）とその研修における取扱いについて 【主に初任者研修、現任研修】	メゾ～マクロレベルのケアマネジメント（いわゆる地域づくり）とその研修における取扱いについて 【主に現任研修、主任研修】	実地教育(OJT)を含めた人材育成及びそれと連動した都道府県での研修づくり、人材育成体系の構築について 【主に実地教育】	相談支援の基礎 市町村支援				研修の効果的な実施方法や人材育成体系の構築について
	ケアマネジメント基礎	地域づくり	人材育成	自治体職員									
ミクロレベルのケアマネジメント（いわゆる個別支援）とその研修における取扱いについて 【主に初任者研修、現任研修】	メゾ～マクロレベルのケアマネジメント（いわゆる地域づくり）とその研修における取扱いについて 【主に現任研修、主任研修】	実地教育(OJT)を含めた人材育成及びそれと連動した都道府県での研修づくり、人材育成体系の構築について 【主に実地教育】	相談支援の基礎 市町村支援										
			研修の効果的な実施方法や人材育成体系の構築について										
3日目 (6/21)	<div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">各コース毎の研修プログラムを受け</div> PG08 相談支援従事者養成研修の研修体系と各研修の関係性について 育成体系から俯瞰した上記各コースあるいは初任者・現任・主任の各研修の位置付け等												
	PG09-10 都道府県単位でのグループ演習と全体共有 ①同一都道府県の受講生間での共有を図り、 ②都道府県での課題と今後の課題解決に向けた取組 について協議												
4日目 (3/7)	今年度の振り返りと次年度のより効果的な研修等の実施に向けて 【主に実践報告や情報交換、課題整理等（予定）】												

次年度の体制への確実な引き継ぎ

フォローアップ（本日）の位置付け・獲得目標

目的・位置づけ

- 令和6年度研修の振り返りを行い、その気づきを令和7年度のよりよい研修実施や人材育成体系整備につなげる。（課題・改善点と改善案を整理し、次年度の体制に引き継ぐ）

内容

- ①本研修の目的や人材養成制度について抑えなおす
- ②前半で実施した各コース毎の研修の枠組みに基づき、今年度の研修をはじめとする取組を振り返る。
 - ・実践報告による情報提供やグループワークによる情報交換等を行う。
- ③各コース毎の研修をもとに、自都道府県の研修を振り返り、課題整理等を行う。

本日の研修の流れ

月日	時間		内容			
3月7日 (金)	8:30 ~9:00		受講生入室			
	9:00 ~9:40	40分	PG01 研修ガイダンス・目標設定 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 相談支援専門官 小川 陽			
	9:50~10:50	60分	PG02【講義】政策の最新の動向 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 就労支援専門官 佐藤大作			
	10:50~11:00		休憩（各コースへ移動）			
	11:00~15:30	昼休憩 60分	ケアマネジメント基礎 コース	地域づくりコース	OJT・人材育成コース	自治体職員コース
	15:30~15:40		各コースのテーマに基づき、今年度の振り返り・次年度に向けた課題整理を行う			
	15:30~15:40		休憩（Meeting room Aに移動）			
	15:40~15:55	15分	PG03 次年度に向けた課題整理とアクションプランⅠ 名古屋市総合リハビリテーションセンター 副センター長 鈴木智敦			
	15:55~16:40	45分	PG04 次年度に向けた課題整理とアクションプランⅡ 名古屋市総合リハビリテーションセンター 副センター長 鈴木智敦			
	16:40~16:55	15分	PG05 研修の振り返り 名古屋市総合リハビリテーションセンター 副センター長 鈴木智敦			
16:55~17:00		閉講 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 相談支援専門官 小川 陽				

参加したコース：

都道府県名：

本シートを印刷する場合はA4またはA3でプリントして活用してください。

研修での気づき等

コースでの研修でメモをとりつつ、PG03で整理

自県の課題

PG01 目標設定で記入

次年度取り組むこと

PG03で個人で整理し、
PG04で都道府県で共有・まとめ

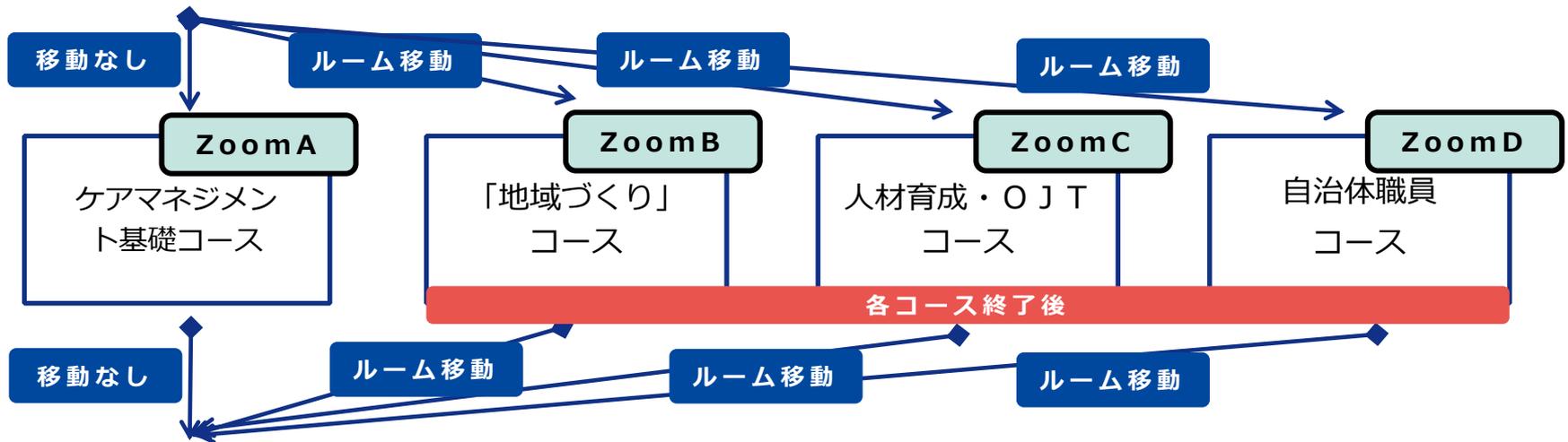
●本日のガイダンスでは目標設定は行いません（既に目的は全員に共通かつ明確なため）。

●この後のコース参加中、左側については適宜メモをとってください。【編集可能ファイルを学院webページに掲載】

Zoomのルーム移動の流れ

PG01,02 ガイダンス【各コース共通】

全受講者が**ZoomA**へ入室



PG03～ 課題整理、振り返り等【各コース共通】

全受講者が**ZoomA**へ入室

2

重要事項の説明②

都道府県研修の実施と本研修の活用方法について



本研修に関する講義資料や講義等の映像の利活用について

研修資料について

- 本研修の研修資料は**都道府県研修に利活用可**。
- 本研修の研修資料を使用する際は、**引用ルールやマナーに留意**すること。
 - ① **出典を示すこと**。
 - ② **改変を加えた場合、改変した旨を明示**すること。
- 公開する編集可能なデータは、研修終了後に学院HPに掲載。
※個別の提供交渉は慎むこと。

映像について

事前視聴用講義＋一部の講義が対象

- **都道府県研修の企画・立案に従事する者**（都道府県担当者・講師等）に限り、**受講者以外であっても視聴可**。
 - ・視聴チャンネル情報等の管理は各都道府県の責任において行うこと。
- **今年度内視聴可**（予定）。
- **映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いること**
その他の二次利用は不可（知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること）。

留意事項

- 各研修実施地域（都道府県）内で、以下の取組が重要。
 - ① **講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有**すること。
 - ② **人材育成体系の中へ各研修を位置づける**こと。
 - ③ **研修の企画・運営を継続性のあるチームで行う**こと。
- ⇒ 標準カリキュラムや研修実施ガイドライン（シラバス等）、教材（ツール）、展開方法等詳細を提供するが、**その意図を十分理解**しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。
- ⇒ ただし、**都道府県間の差の解消**も求められているため、標準カリキュラム及び研修実施ガイドラインに準拠していることは強く求められる。
- ⇒ 研修の質向上については、本研修における企画・立案の検討等を通して都道府県間の共有を行い、都道府県間の差異を縮めつつ行う。

2

重要事項の説明②

令和7年度の研修実施について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者(または児童発達支援管理責任者)の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

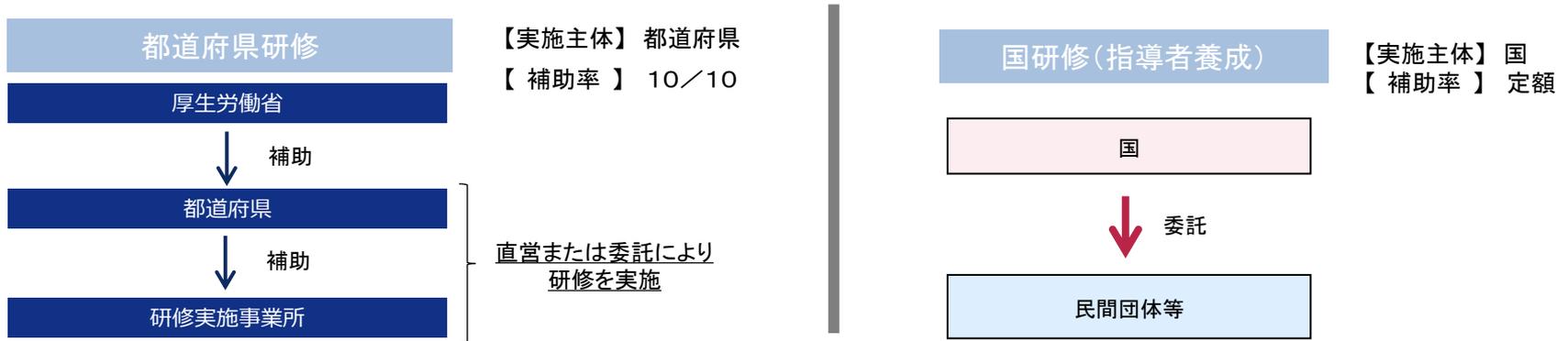
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修(都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象)の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の確保と事業所の質の向上を図り、障害児者(またはその家族)の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、のぞまないセルフプランの解消に資するものである。

令和7年度の指導者養成研修の実施予定について

障害保健福祉主管課長会議（3月下旬目途に当省webに資料掲載予定）に掲載。

専門コース別研修については、サビ児管研修の枠組み内で実施するので、受講者の選定等留意されたい。

相談支援従事者指導者養成研修会

「本体」

3日間 東京都内で実施予定（会場確保中）

「フォローアップ」

1日間 オンライン

都道府県における人材養成や地域の相談支援体制整備に関わる者において中心的役割をなす者★

6月4日～6月6日に実施予定

3月6日に実施予定

★ ①各都道府県における研修全体の企画立案においてリーダー的役割をなす者（候補を含む）及び②相談支援従事者養成研修事業・相談支援事業（相談支援体制整備事業）・（自立支援）協議会を担当する都道府県職員を対象とする予定

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会

共通 = 【意思決定支援、障害児支援、就労支援】

専門コース別研修

（サビ児管・相談支援共通カリキュラム）

1日間 オンライン

専門コース別研修に従事する者
（サビ児管・相談支援双方）

基礎研修・実践研修・更新研修

3日間 東京都内で実施予定（会場確保中）

サビ児管研修に従事する者

サビ児管国研修本体（3日）と
は別の受講者を選定可

9月9日～9月12日に実施予定

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

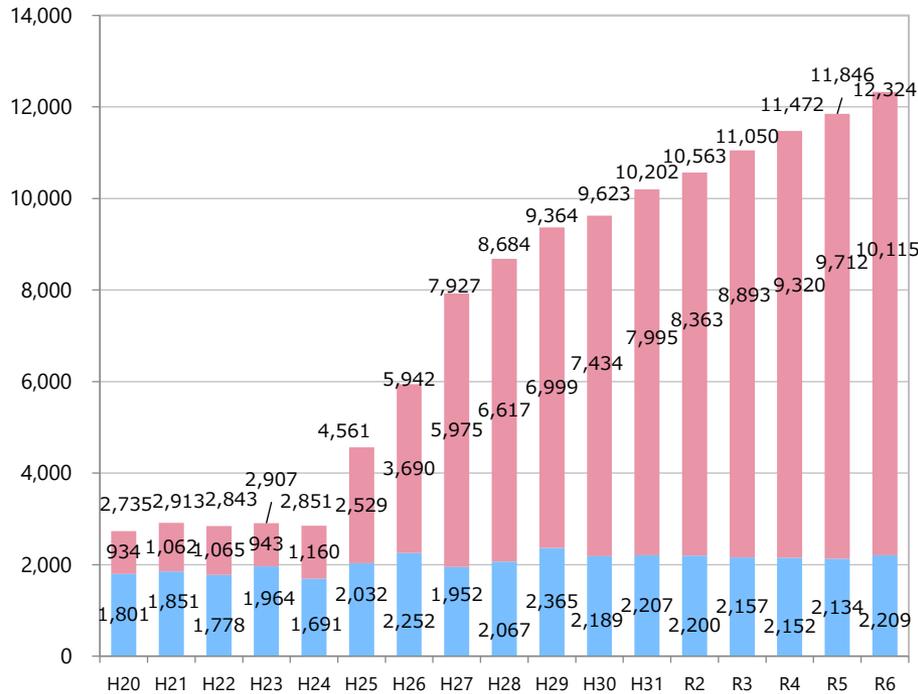
⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

指定特定相談支援・障害児相談支援の現状

指定特定・指定障害児相談支援事業所数（経年比較）

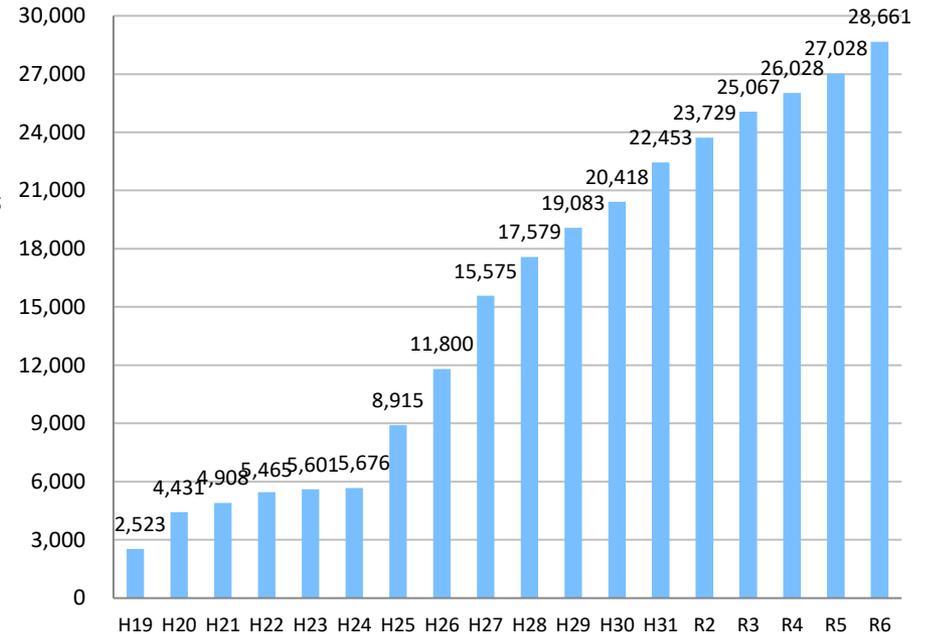


指定特定・指定障害児相談支援事業所のう

- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けていない事業所
- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所

※ H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所数。
 ※ H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ。

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている
相談支援専門員の人数（経年比）



※ H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。
 ※ H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。
 ※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

重要事項の説明③

相談支援専門員の養成制度について

<ポイント>

- ・旧カリキュラム修了者への周知（特に主任相談支援専門員の理解促進と地域での周知活動）
 - ①制度改正の周知（現任研修受講についての実務経験要件、主任相談支援専門員の創設）
 - ②新カリキュラムの内容・方法等の改正ポイントの周知

相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件（※1）**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**（主任相談支援専門員の創設については平成30年度）



※1四 令和二年四月一日前五年間において相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前にこれらの研修の受講を開始し同日以後に修了したものを含む。)は、同日からこれらの研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間に初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、相談支援従事者現任研修受講対象者に該当しない場合であっても、相談支援従事者現任研修受講対象者とみなす。

初任者研修の構造

告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
合計		42.5h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）	
1日目	概論
	相談支援（障害児者支援）の目的（1.5時間）
	相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）（2.5時間）
2日目	法制度
	相談支援に必要な技術（1時間）
	障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解（1.5時間）
	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本（1.5時間）
技法の実際	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス（1.5時間）
	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点（1.5時間）
3日目 4日目	講義演習
	相談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解）（12時間）
5日目	実習
	実習ガイダンス（1時間）
	相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習1
6日目	地域資源に関する情報収集
	実践研究1（6時間）
7日目	実習
	相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習実習2
	講義演習
7日目	実践研究2（4時間）
	実践研究3（6時間）
7日目	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り（2.5時間）

現任研修の構造

告示別表

現任研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状 (1.5時間)
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法 (3時間)
		実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法 (1.5時間)
実習 (標準カリキュラム上は任意)		
2日目	講義演習	個別相談支援とケアマネジメント (6時間)
		実習 (標準カリキュラム上は任意)
3日目	講義演習	相談援助に求められるチームアプローチ (多職種連携) (6時間)
		実習 (標準カリキュラム上は任意)
4日目	講義演習	地域をつくる相談支援 (コミュニティワーク) の実践 (6時間)

主任研修の構造

告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【告示上カリキュラム(科目)外であるが、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス（研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要）
- ② 課題実習（実践の振り返りを含む）
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
 - ・各科目の振り返りシート
 - ・研修の振り返り

通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について

(平成三一・三・二八 障発〇三二八の一)

●相談支援従事者主任研修事業実施要綱

相談支援従事者主任研修標準カリキュラムを含むもの

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向（1時間）
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点（2時間）
	運営管理	相談支援事業所における運営管理（3時間）
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性（1時間）
		人材育成の地域での展開（3時間）
		研修・グループワークの運営方法（2.5時間）
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開（6.5時間）
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現（2時間）
		多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法（2.5時間）
		地域援助技術の考え方と展開技法（1.5時間）
5日目		地域援助の具体的展開（5時間）

専門コース別研修

～R3→R4

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数
意思決定支援	6h



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
障害児支援（新設）	13h	従前の児童分野の内容を補完
就労支援（新設）	14h	従前の就労分野の内容を補完

R3年度はサビ児管培等自養成研修事業の中で実施予定（予定日）
 → 専門コース別部分は、サビ児管研修本体部分と別個に受講者を募集予定

相談支援専門員研修：講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修：講義名	時間数	拡充理由
障害児支援（拡充）	13h	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
就労支援（新設）	14h	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解（新設）	10.5h	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

※黄色塗り部分がR4年度新設・拡充部分

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通。

相談支援従事者研修カリキュラムの見直しポイント

告示・標準カリキュラムの見直し

- 告示（方法、科目、時間数）の見直し。初任者研修における実習の必須化。
- 標準カリキュラム（獲得目標、取り扱う内容、）の見直し。
- 障害のある受講者について、研修における合理的配慮例を提示（研修事業に係る通知内）。

教育方法の見直し

- 主体的かつ参加型の学習方法への転換（学習観の転換）
 - 演習や実習のさらなる重視
 - オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性 ★特に「見立て」について
- 研修全体の連動性の重視（研修体系の全体像の提示）
- 継続的な学びの必要性の強調
 - 研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
 - 実地教育(OJT)との連動の導入
 - スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
 - 自己評価等の導入を推奨(初任・現任)

4

地域での人材育成に係る体制整備について 重要事項の説明④

<ポイント>

- ・ 地域・事業所での実地教育(OJT)の実施 ⇔ 基幹相談支援センター（設置・機能見直し）検討
 - ①初任者研修等の実習を契機とした整備の開始（体制がない場合）
 - ②スーパーバイズやその他の支援者支援、支援の検証の取組の実施
- ※担い手たる主任相談支援専門員の地域での確保
- ・ 地域に必要な相談支援専門員の推計と確保

ひと、くらし、みらいのために

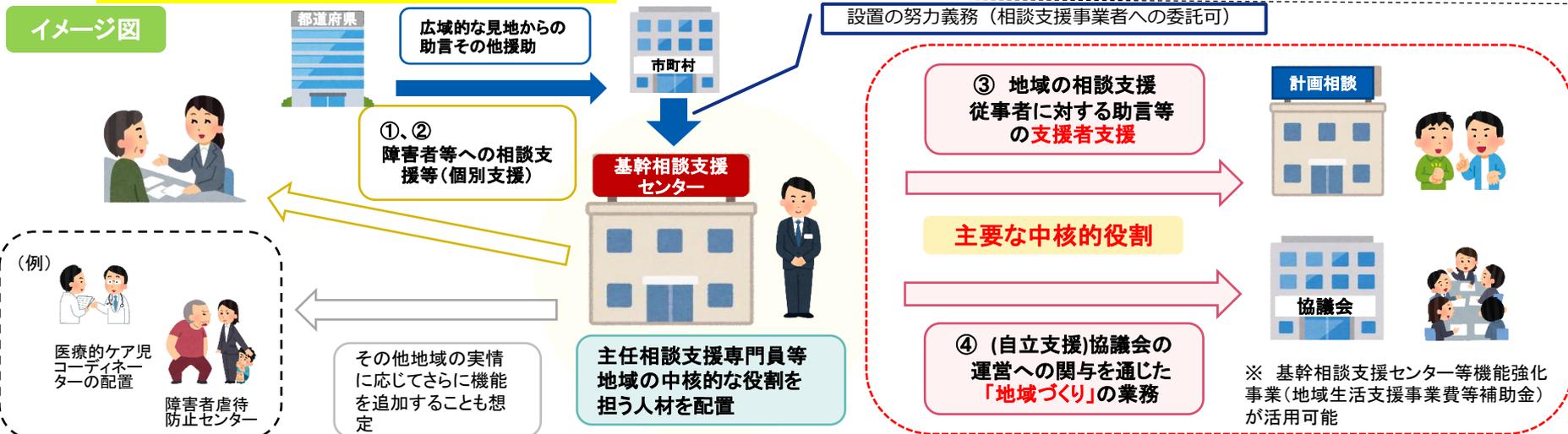


基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) 新
 (一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
 (身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
- 新 ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
 (地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新 ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
 (89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ③④が主要な「中核的な役割」

※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(同条第7項) 新

イメージ図



- 地域の相談支援体制の構築には、「人材育成」を含めた地域の相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援と各種関係機関による「地域のネットワーク構築」が不可欠であり、「基幹相談支援センターの中核となる業務」。
- そのため、基幹相談支援センターは、必然的に地域の相談支援事業者及び相談支援専門員、各種関係機関の相談窓口等の相談者に関する様々な情報から、地域の課題として可視化し、地域資源を活用しながら課題の解決につながる取組みを推進する役割を担う。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行う

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. 地域生活支援事業に関する業務 | <ul style="list-style-type: none">・ 障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の便宜供与・ 虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助・ 成年後見制度の利用が困難であるものに対する費用の支給 |
| 2. 3障害に対する情報提供、助言、指導に関する業務 | <p>身体障害者、知的障害者、精神障害者について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障害者の福祉に関し、必要な情報の提供・ 障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接・間接に助言、指導等を実施 |
| 3. 地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む）等） |
| 4. （自立支援）協議会の活動の推進に関する業務 | <ul style="list-style-type: none">・ 関係機関等（関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者など）の連携の緊密化を促進 |

「次に掲げる事業及び業務を総合的に行う」とは

「3と4の業務を中核として、1と2を含む4つの業務を総合的に実施する」ということであって、地域の相談支援体制の強化に向けた総合的な事業・業務の実施、展開を意味するもの。

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。

従 前	現 行
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 (注) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする (注) 主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内、市町村1/4

加算名	内 容	単位数
主任相談支援専門員配置加算	新 I 常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所及び地域のその他の相談支援事業所の従業員の資質向上のための助言・指導を実施している場合 ★本加算は基幹相談支援センターを委託されている又は児童発達支援センターに併設されている場合、もしくは市町村が地域の中核的な役割を担うと市町村が認めた事業所に限って算定できる。	300単位/月
	II 常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、従業者等の資質向上のための研修を実施する体制を確保した場合	100単位/月
行動障害支援体制加算	新 I 強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、強度行動障害児者（者：障害支援区分3以上かつ行動関連項目の合計点数が10点以上である者、児：児基準20点以上である児）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位/月
	II 強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
要医療児者支援体制加算	新 I 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、医療的ケア児者（医療的ケア児判定スコアの項目に該当する者）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位/月
	II 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
精神障害者支援体制加算	新 I 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、利用者が通院する病院等や訪問看護事業所における看護師、保健師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に相談支援を行っている場合。	60単位/月
	II 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
新 高次脳機能障害者支援体制加算	I 高次脳機能障害者支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合であって、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に計画相談支援を行っている場合。	60単位/月
	II 高次脳機能障害者支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
ピアサポート体制加算	障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者と管理者等その他の従事者をそれぞれ常勤換算0.5以上配置の上、事業所内で研修を行う体制を確保し、その旨公表する場合	100単位/月

❖体制加算は対象となる月の**全ての利用者の基本報酬に加算**される。体制加算 I を確保している場合、全ての利用者に体制加算 I の単価を加算。

❖令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、内容に改定があった箇所、**新設の項目・要件等**。

❖要件に「現に」とある場合、加算の算定開始に当たっては、届出時に要件を満たしている必要がある。また、体制を確保して以後（加算の算定を開始した後）、要件を満たさなくなった場合、6月を超えて加算を算定することはできない。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

【再掲】

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】